

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年 07月 31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府福知山市長田野町二丁目21番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） アリナミンファーマテック株式会社 代表取締役社長CEO 井上 謙二			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	97 台	0 台	0 台	101 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	98 台	0 台	1 台	97 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	冷媒使用機器一覧表の作成 3ヶ月毎の簡易点検の実施、生産設備（冷蔵機器及び冷凍機器）については、日常点検及び年1回の定期点検を実施			
	廃棄時	フロン回収工程管理票一覧の作成 マニフェストによる管理			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	3ヶ月毎の簡易点検及び年1回の定期点検を実施			
	廃棄時	フロン回収工程管理票一覧によるマニフェスト管理実施			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	能力・設置場所等の問題で入替可能な製品がない。 計画的に代替フロン使用機器への更新を行っているため、現時点で導入予定はない。				
特記事項	なし				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。